

安全だより

無事故・無災害を目指して

6月・・・作業服・靴等は、作業にあったものを使用する。

7月・・・水分補給を小まめにし、熱中症対策用品を着用する。

2020年度(令和2年度)第1号

発行日：2020年(令和2年)5月25日

発行：福山市新涯町二丁目21番30号

公益社団法人福山市シルバー人材センター

安全委員会

TEL(084)953-5222

FAX(084)953-5233

●マダニによる死亡事故発生！

報道でご存じの会員も多いと思いますが、福山市内の70代女性がマダニにかまれ、ウイルス性感染症「重症熱性血小板減少症候群」に感染し、お亡くなりになる事案が発生しています。

マダニは野山以外でも、民家の裏山や裏庭、畑などにも生息しており、春から秋にかけて活動が盛んです。屋外で作業するみなさんも多いため、厚労省作成の注意喚起チラシを裏面に掲載していますので、予防や対処法としてご活用ください。

●事故発生状況について

今年度に入り、傷害事故が1件発生しました。

①樹木からの転落事故(4月6日)

裏山斜面に生えている樹木の伐採依頼を受け、まずは枝を伐採するため、二連梯子を樹木にロープで固定し、3mの高さ付近でチェーンソーを使用し、枝を落としていた。その際、反動で、伐採した枝が本人にあたり、地面に落下し、肋骨、手首、足首等を骨折したものの。

今回の事案では、被災会員はヘルメットや安全帯を着用しておらず、一步間違えれば取り返しのつかない事故になっていた恐れがあります。

あらためて、脚立や梯子を伴う作業では、適切に脚立梯子を設置・使用するとともに、ヘルメット・安全帯の着用を徹底してください。

●草刈作業の危険個所を整理

全国的にも転倒・転落事故の発生率が高く、当センターでも同様の状況です。特に、草刈作業においては、斜面や崖ぎわ等の作業も少なくなく、作業中に転落・転倒すれば、刈払機への接触などによる二次的な事故も懸念される状況です。

併せて、小石等飛散物による物損事故も多く、人身事故も懸念されるため、お客様の安心と会員の安全を第一に考え、草刈班と協力し、危険個所の要件を整理しました。

今後、該当する箇所での刈払機による草刈作業を見直し、事故防止に努めていく予定です。

[危険個所の概要]

○概ね30°を超える急傾斜

○斜面と崖の組み合わせ及び崖ぎわ

○防護対策が講じられない場所